

(建築基準法施行細則の一部改正)

第8条 建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「小諸市」の次に「の区域、上小地方事務所にあつては東御市」を加える。

第38条中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に改める。

(農業協同組合検査規則の一部改正)

第9条 農業協同組合検査規則(昭和44年長野県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第13条中「岡谷市」を「東御市に主たる事務所の所在する組合にあつては上小地方事務所長、岡谷市」に改める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

市町村課まちづくり支援室

長野県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月25日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第1号

長野県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

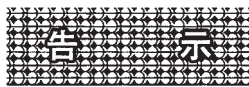
長野県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和48年長野県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表の第2通学区の項中「佐久市」を「佐久市 東御市」に改める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

高校教育課



長野県告示第200号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)別表第2の5の(2)の規定により、平成15年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

知的障害者施設訓練等支援費等県費負担(補助)金交付要綱(平成16年3月16日付け15障第661号社会部長通知)の規定に基づく補助金等

知的障害者地域生活援助事業補助金交付要綱(平成16年3月18日付け15障自第52号社会部長通知)の規定に基づく補助金

行政システム改革チーム

長野県告示第201号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
長野市大字茂菅字本郷297の5(次の図に示す部分に限る。)、297の6
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第202号

望月町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 公共測量(世界測地系へ座標変換 総合計画)
- 2 作業期間 平成16年3月20日から平成16年4月30日まで
- 3 作業地域 望月町全域

監理課

長野県告示第203号

御代田町長から、次のとおり公共測量が終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 公共測量(下水道台帳作成)
- 2 作業期間 平成15年9月24日から平成16年3月12日まで
- 3 作業地域 御代田町全域

監理課

長野県告示第204号

松本建設事務所長から、次のとおり公共測量の作業期間を変更する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 公共測量(数値図化レベル1000)  
 2 作業期間  
 変更前 平成16年2月5日から平成16年3月10日まで  
 変更後 平成16年2月5日から平成16年3月22日まで  
 3 作業地域 東筑摩郡波田町 中市地区

監理課

**長野県告示第205号**

松本建設事務所長から、次のとおり公共測量の作業期間を変更する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 公共測量(数値図化レベル2500)  
 2 作業期間  
 変更前 平成16年2月5日から平成16年3月10日まで  
 変更後 平成16年2月5日から平成16年3月31日まで  
 3 作業地域 南安曇郡安曇村 梓湖地域

監理課

**長野県告示第206号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称  
岡谷市  
 2 都市計画事業の種類及び名称  
岡谷都市計画公園事業 5・5・2号岡谷湖畔公園  
 3 事業施行期間  
平成2年3月8日から  
平成21年3月31日まで  
 4 事業地  
 (1) 収用の部分  
変更なし  
 (2) 使用の部分  
変更なし

都市計画課

**長野県告示第207号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称  
塩尻市  
 2 都市計画事業の種類及び名称  
塩尻都市計画公園事業 4・4・1号塩尻北部公園  
 3 事業施行期間  
平成9年12月15日から  
平成19年3月31日まで  
 4 事業地  
 (1) 収用の部分  
変更なし  
 (2) 使用の部分  
変更なし

都市計画課

**長野県告示第208号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称  
白馬村  
 2 都市計画事業の種類及び名称  
白馬都市計画公園事業 4・4・1号大出公園  
 3 事業施行期間  
平成14年8月26日から  
平成19年3月31日まで  
 4 事業地  
 (1) 収用の部分  
平成14年長野県告示第449号の事業地のうち大字北城字押込を加え、字山崎、字庭、字山河原及び字高畑地内において事業地を変更する。  
 (2) 使用の部分  
変更なし

都市計画課

**長野県告示第209号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称  
長野市  
 2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画公園事業 4・4・5号篠ノ井中央公園

3 事業施行期間

平成15年2月20日から  
平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成15年長野県告示第89号の事業地に篠ノ井小森字福王寺を加え、篠ノ井会字土井沢、字楮原及び字上東原地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

長野県告示第210号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定

都市計画課

により、次のとおり告示します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

長野市

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画道路事業 3・5・37号栗田安茂里線

3 事業施行期間

平成10年1月29日から  
平成19年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

長野県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月9日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

1 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 141号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南佐久郡南牧村大字海ノ口字諸沢1547番の1地先から 南佐久郡南牧村大字海ノ口字諸沢1551番の3地先まで	旧	9.6~29.0 m	0.2244 km
同 上	新	15.0~33.1	0.2228

2 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 299号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南佐久郡佐久町大字大日向上古谷日向2001番の1地先から 南佐久郡佐久町大字大日向上古谷日向2004番の1地先まで	旧	4.0~8.0 m	0.0929 km
同 上	新	7.5~10.0	0.0913

- 3(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 川上佐久線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南佐久郡八千穂村大字穂積字下高岩4456番地先から 南佐久郡八千穂村大字穂積字下高岩2341番の5地先まで	旧	6.6~12.2 m	0.2793 km
同 上	新	7.5~12.2	0.2793

- 4(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 栗尾見上線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南佐久郡南相木村字東栗尾5002番の3地先から 南佐久郡南相木村字ママ下4976番の10地先まで	旧	4.2~12.2 m	0.3886 km
同 上	新	7.0~43.8	0.3854

道路維持課

#### 長野県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月9日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 荻窪丸子線  
 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
小県郡丸子町大字東内字道祖神1078番の1地先から 小県郡丸子町大字東内字下川原395番の1地先まで	旧	7.8~28.0 m	1.2321 km
同 上	新	7.8~28.0	1.2321
		13.0~38.8	1.2830

道路維持課

#### 長野県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月9日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 406号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市大字茂菅字外茂菅152番の3地先から	旧	8.6~41.4 <sup>m</sup>	0.5820 <sup>km</sup>
長野市大字西長野字新諏訪896番の5地先まで		8.6~50.0	0.5500
同 上	新	8.6~40.0	0.5500

道路維持課

**長野県告示第214号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月9日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県白田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 (1) 路線名 141号
- (2) 供用を開始する区間  
南佐久郡南牧村大字海ノ口字諸沢1547番の1地先から  
南佐久郡南牧村大字海ノ口字諸沢1551番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年3月25日
- 2 (1) 路線名 299号
- (2) 供用を開始する区間  
南佐久郡佐久町大字大日向字上古谷日向2001番の1地先から  
南佐久郡佐久町大字大日向字上古谷日向2004番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年3月25日
- 3 (1) 路線名 川上佐久線
- (2) 供用を開始する区間  
南佐久郡八千穂村大字穂積字下高岩4456番地先から  
南佐久郡八千穂村大字穂積字下高岩2341番の5地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年3月25日
- 4 (1) 路線名 下仁田佐久線
- (2) 供用を開始する区間  
南佐久郡佐久町大字余地字上日向1098番の1地先から  
南佐久郡佐久町大字余地字中日向1098番の48地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年3月25日
- 5 (1) 路線名 栗尾見上線
- (2) 供用を開始する区間  
南佐久郡南相木村字東栗尾5002番の3地先から  
南佐久郡南相木村字ママ下4976番の10地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成16年3月25日

道路維持課

**長野県告示第215号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月9日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路線名 荻窪丸子線
- 2 供用を開始する区間  
小県郡丸子町大字東内字下川原380番の8地先から  
小県郡丸子町大字東内字下川原383番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成16年3月30日

道路維持課

**長野県告示第216号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月9日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路線名 406号
- 2 供用を開始する区間  
長野市大字茂菅字外茂菅152番の3地先から  
長野市大字西長野字新諏訪896番の5地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成16年3月30日

道路維持課

## 長野県告示第217号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県諏訪建設事務所において縦覧に供します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

- 河川の名称  
天竜川水系 一級河川 弓振川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
平成16年3月25日
- 廃川敷地等の位置  
茅野市大字宮川字大悦10879番イ及び10878番地先並びに字神垣外9535番、9527番、9534番2、9532番1、9532番2、9532番3、9533番イ、9531番1、9529番、9528番、大字玉川字菊宮向6017番、大字宮川字大悦10877番2、10876番2、10876番1、10875番4、10874番及び大字玉川字菊宮向5997番地先
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 2,323.78平方メートル
- 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

## 長野県長野地方事務所告示第2号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成16年3月15日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成16年3月25日

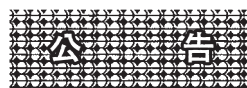
長野県長野地方事務所長 金井 範 夫

名 称 住 所

洋服のリフォーム バルキー801 千曲市屋代988-5

清水 美恵子

会計課



## 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

- 申請のあった年月日  
平成16年3月11日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 シニアのための財産と生活を守る会
- 代表者の氏名  
大 沢 健
- 主たる事務所の所在地  
松本市北深志1丁目9番22号
- 定款に記載された目的

この法人は、市民が老後心豊かに充実した生活をおくれるために、市民の財産及び生活の上での権利を擁護し、高齢者が生涯をかけて蓄積してきた財産に関する諸問題に対して相談及び支援をおこなうとともに、新たな高齢者社会を迎えるに当たり、自立した市民同士がお互いに手をさしのべられるような市民社会を構築するために寄与する事を目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年3月25日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
山形ショッピングセンター南棟  
東筑摩郡山形村字大池原338-2ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
イオン(株)  
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 変更しようとする事項  
駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
537台	464台

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 変更する年月日  
平成16年11月13日